

## 第5回（仮称）厚木市暴力団排除条例設置検討委員会 会議結果

日 時 平成24年1月10日（火）

午後2時～午後2時50分

場 所 厚木商工会議所 3階中会議室

出席者 委員9人、オブザーバ-3人、事務局7人

1 開 会 事務局

2 あいさつ 委員長

3 案 件 厚木市暴力団排除条例の施行について  
今後の取り組みについて  
資料1及び資料2について事務局説明

### 【質疑応答】

委 員 条例施行の周知を図っていただきたい。

事務局 1月15日号の広報あつぎに掲載させていただいた。

本厚木駅北口広場前のあつぎビジョン（屋外大型映像装置）にて  
15分に1回の割合で放映し広報活動を図っている。

各種啓発事業にてチラシ等を配布する計画である。

自治会連絡協議会の席上においても周知を図りたい。

委 員 他県において、条例による対応に対して暴力団の報復があったとの報道がされていた。

非常に不安であるので、実際にどのような対応をすべきかを伺いたい。

オブザーバ- 厚木市内では、そのような事案はない。

疑わしい場合も含め、早期に警察への報告を願いたい。

警察では、他の事案と比較しても早急な対応を行う考えである。

また、1月20日に暴力団排除を推進するための覚書を10団体で締結し、暴力団排除推進宣言を行うことから、各方面から暴力団を追い込むことにつながると思う。

委員 実例を広報できないか

委員 報道された案件であれば、県暴力追放推進センターで回答可能であるが、検挙した案件が総て報道されるとは限らないため全件照会は難しい。

委員 照会の際、不適切な対応がないように、啓発チラシに掲載した相談窓口との連携を密に図って欲しい。

また、相談窓口の一本化も検討いただきたい。

事務局 平成23年12月22日付で、警察庁が暴力団排除等のための部外への情報提供についての通達を改正した。

このことから、神奈川県においても、暴力団からの保護対策実施要領を改正中である。

関係機関で密に調整を行い、本条例目的の統一見解を図りたい。

委員 賃貸借契約が既に締結されている案件の破棄は可能か。

事務局 トラブルがない限り困難である。

契約内容に偽りがある場合には、詐欺罪適応という観点も考えられる。

事務局 今後不安な案件があった場合、第一に警察等への相談を行っていただきたい。

本市としては、暴力団排除を推進するための覚書の締結及び暴力団排除宣言を始め、各種イベント時における啓発活動を推進し、条例の実効性と暴力団排除に対する機運の醸成を図るものである。

4 その他 特になし

5 閉 会 副委員長